令和５年１１月７日
【　防　衛　省　】

【概要書】

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動について

の報告書を提出いたしました。

連絡先は省略。

令和５年１１月
防　　衛　　省

海賊対処行動に関する新たな対処要項について（概要）

１．趣　旨

ソマリア沖・アデン湾における自衛隊の海賊対処行動については、現行の対処要項による海賊対処行動を命ずる期間が本年１１月１９日までとされているところ、同日以降も海賊対処行動を継続するため、新たな対処要項を作成する。

２．海賊対処行動の必要性

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数については、自衛隊が活動を開始した平成２１年から２３年当時には年間２００件以上発生していたが、自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会の継続的な取組により、現在は、低い水準で推移している。他方、海賊を生み出す根本的な原因であるソマリア国内の貧困等は未だ解決しておらず、状況には依然として変化が見られない。各国部隊も活動を継続しており、我が国としても、極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾における航行の安全確保に万全を期し、国際協調主義に基づき、国際社会の平和と安定に引き続き貢献していくことが重要である。

これらの状況を踏まえれば、自衛隊がソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を継続することは、本年１１月２０日以降も必要である。

３．現行の対処要項からの変更点

（１）海賊対処行動の必要性

変更なし

（２）海賊対処行動を行う海上の区域

変更なし

（３）海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間

ア　海賊行為への対処を航空機により行うためジブチを拠点とする部隊の規模及び装備〔３（１）ア，３（２）イ関連〕

ジブチ拠点の整備基盤が整い、Ｐ－３Ｃ哨戒機１機でもこれまでと同水準で任務が実施可能になったことや、我が国を取り巻く安全保障環境等の情勢に鑑み、Ｐ－３Ｃ哨戒機の機数を２機（部隊交替時４機）から１機（航空機交替時２機）に変更する。これに伴い、海賊行為への対処をＰ－３Ｃ哨戒機により行うための部隊の規模を約６０名（部隊交替時約１３０名）から約６０名（部隊交替時約１１０名）に変更する。

加えて、派遣部隊の使用するＰ－３Ｃは、４か月ごと及び飛行時間が４００時間に達するたびに定期整備を実施する必要があるところ、これまでこれらの整備は器材の関係により日本国内で実施してきた。このため、派遣部隊の部隊交替も、この定期整備のためのＰ－３Ｃの日本国内への移動に合わせて行うこととしてきた。

しかしながら、令和５年以降は、飛行時間の節減を図るため定期整備に必要な整備機材、補用品等を導入し、これらの整備をジブチ拠点で実施可能にした。これにより、定期整備のためにＰ－３Ｃを日本国内に移動させる所要がなくなったことから、部隊の交替に伴うＰ－３Ｃの交替は実施せず、ジブチに据え置くこととし、除籍や企業等で実施する一部の定期整備を行う場合にのみＰ－３Ｃを交替させることとする。

なお、部隊については、派遣隊員及び差出部隊の負担を考慮し、これまでと同様に５か月交替とする。

上記のとおり、今後必ずしも部隊の交替とは関係のないタイミングでＰ－３Ｃを交替させることとなるため、ジブチ拠点における航空機の定数が交替により一時的に増加する場合については、「部隊の交替を行う場合」から「航空機の交替を行う場合」との記載ぶりに変更する。

なお、現行の対処要項に基づきジブチに派遣されている固定翼哨戒機Ｐ－３Ｃ２機のうち１機が本邦に帰投するまでの間に限っては、海賊対処行動を行う固定翼哨戒機が２機となることから、その旨を追記する。

イ　３（１）ア及びイに規定する部隊が海賊行為への対処を行うために必要な業務を行うための部隊の規模

平素から諸外国軍等との交流を強化するとともに、地域情勢等に関する情報収集能力を強化するため、支援隊の司令部要員等を増員し、３（１）ア及びイに規定する部隊が海賊行為への対処を行うために必要な業務を行うための部隊の規模を、人員約１２０名（部隊交代時約２４０名）から人員約１３０名（部隊交代時約２６０名）に変更する。

ウ「期間」

上記２に示したとおり、当面の間、自衛隊による海賊対処行動を継続しなければならないことが見込まれるため、命ずる期間を令和５年１１月２０日から令和６年１１月１９日までの１年間とする。

（４）その他海賊対処行動に関する重要事項

変更なし